



令和3年度第3次6月補正予算の概要

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。

福岡県





令和3年度第3次6月補正予算のポイント

1 予算編成 の考え方

- 県によるワクチン優先接種の対象を拡大するとともに、まん延防止等重点措置への移行に伴い必要となる経費を計上

2 補正予算 の規模

(単位:百万円)

区分	当初予算 A	5月補正後 予算 B	6月補正予算				計 C	6月補正後 予算 D=B+C
			当初 提案分		追加 提案分 (第5号)	第3次 提案分 (第6号)		
			(第3号)	(第4号)				
一般会計	2,136,138	2,237,222	86,719	84	1,738	44,473	133,014	2,370,236
特別会計	944,897	944,897	0	0	0	0	0	944,897
計	3,081,035	3,182,119	86,719	84	1,738	44,473	133,014	3,315,133

※ 補正予算第3号は、6月4日に議決済み

3 主な内容

(単位:百万円)

項目	予算額	財源内訳			一般財源
		特定財源			
		国庫	県債	その他	
○新型コロナウイルス感染症対策	44,473	1,292			43,181

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

感染拡大の防止

- 生活衛生関連業に従事する方へのワクチン優先接種を実施 12億9,170万9千円
(6月補正(追加提案):16億7,074万2千円)

県民の衛生水準の維持を図るため、日常生活に密接に関係し不特定多数の県民と接触する機会が多い、生活衛生関連業に従事する方を対象とした優先接種を実施

[対象者] 理容・美容、旅館・ホテル、飲食店などの生活衛生関連業に従事する方（県内全域）

【生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる業種】
飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、
旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

[設置場所] 県内8か所程度

「筑紫・粕屋・糸島」、「宗像・遠賀」、「嘉穂・鞍手・田川」、「北筑後」、「南筑後」、「京築」、
「北九州市」、「福岡市」の各地区に1か所

※「北九州市」及び「福岡市」以外については、保育士等への優先接種と同一の会場を使用

[設置時期] 7月下旬から約3か月（予定）

[開設時間] 平日（土日祝を除く）：10:00～15:00

[接種規模] 約24万回：約12万人分（1会場当たり、400人／日を想定）

○ 「福岡県感染拡大防止協力金」 427億1,979万1千円

(6月補正(当初提案):580億6,329万4千円、5月補正:564億6,177万7千円、4月補正:256億3,740万4千円)

- ・まん延防止等重点措置に伴い、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等へ協力金を給付

【飲食店等 392億1,616万4千円】

[対象店舗] 営業時間短縮の要請に応じた飲食店、喫茶店等：約32,000店（県内全域）

[期 間] 令和3年6月21日から7月11日まで（21日間）

[給付金額]

【まん延防止等重点措置区域（北九州市、福岡市、久留米市）】

（要請内容）・営業時間を5時から20時までの間とすること

・酒類の提供は11時からとし、オーダーストップを19時とすること

	前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
	～7.5万円以下	7.5万円超～25万円未満	25万円以上～
中小企業者	一律3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	一律10万円/日
大企業 (中小企業者も選択可)	1日当たりの売上高減少額の4割 / 日(上限20万円)		

【上記以外の区域（その他の市町村）】

（要請内容）・営業時間を5時から21時までの間とすること

・酒類の提供は11時からとし、オーダーストップを20時とすること

	前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
	～8.3万円以下	8.3万円超～25万円未満	25万円以上～
中小企業者	一律2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日当たりの売上高の3割)	一律7.5万円/日
大企業 (中小企業者も選択可)	1日当たりの売上高減少額の4割 / 日 (上限:「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額)		

【大規模施設等 35億362万7千円】

[対象店舗] まん延防止等重点措置区域（北九州市、福岡市、久留米市）において、営業時間短縮の要請に応じた大規模施設等

①大規模施設（ショッピングセンター、百貨店等の1,000㎡超の施設）：約1,900店

②テナント（①の一部を賃借している飲食業以外の店舗）：約3,200店

[期 間] 令和3年6月21日から7月11日まで（21日間）

[給付金額] ①大規模施設：床面積1,000㎡毎に1日当たり20万円

②テナント：床面積100㎡毎に1日当たり2万円

（①②とも短縮時間に応じ支給）

$$\text{1日当たり給付額} \times \frac{\text{要請に応じ短縮した時間}(\ast)}{\text{本来の営業時間}} \times 21\text{日間}$$

(*)短縮した時間は、要請した20時以降に限る

事業継続の支援

○ 「福岡県中小企業者等月次支援金」を給付 4億6,163万4千円

（6月補正(当初提案)：6億9,507万2千円、5月補正：9億2,746万9千円）

- ・ 国の月次支援金の対象とならない中小企業者等を県独自に幅広く支援

[対象者] 県内に本社・本店のある中小企業者等

[給付要件] 月間の売上高が前年(又は前々年)同月比30%以上50%未満減少

[対象月] 令和3年7月

[給付金額] 法人：上限10万円 個人：上限5万円

- ・ 休業要請の影響を強く受ける酒類販売事業者に対する県独自の上乗せを増額

[対象者] 県内に本社・本店のある酒類販売事業者

[給付要件] 酒類の提供を停止する飲食店と取引があること

国の月次支援金の給付を受け、月間の売上高が前年(又は前々年)同月比70%以上減少していること

[対象月] 令和3年5月及び6月

[給付金額] 法人：上限20万円/月 → 上限40万円/月に引き上げ

個人：上限10万円/月 → 上限20万円/月に引き上げ

